

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

財政援助団体
(公益社団法人三木市シルバー人材センター)

【報告書の要旨】

今回監査した限りにおいては、概ね適正と認められた。しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

【法令改正に伴う定款の変更について】

シルバー人材センター定款で引用する法令の改正に伴い、引用条項に号ずれや引用条項の削除が生じており、定款の変更が必要となっている。

また、公益法人会計基準の見直しに伴い「正味財産増減計算書」が「活動報告書」に改められるなど、こちらも定款の変更が必要となっている。

法人内で検討の上、定款変更の手続を進められたい (P.6)。

【補助金交付における事務執行について】

補助金所管部署の事務は、シルバー人材センターから提出された交付申請書及び実績報告書並びにこれらに添付される事業計画書や事業報告書を根拠として執行しているが、添付資料はいずれもシルバー人材センターの事業全体を説明する資料であって、補助対象事業は特定できず、補助金が充てられた経費項目やその執行内容は特定できなかつた。

市が公益上必要であると判断して補助金を交付する以上、その公益がどのような形で実現されたか調査することは当然である。

法令等に則った適切な補助金交付事務の執行に努められたい。(P.7)。

今回の監査結果を参考に業務改善が行われ、高齢者の就業の機会を確保し、さらなる福祉の増進に向け、市によるガバナンスの向上並びにシルバー人材センター事業の活性化が図られることを期待する。

[指摘事項1件・委員意見1件あり、報告書本文に内容記載]

令和8年2月

三木市監査委員

三 監 報 第 1 4 号
令和 8 年 2 月 2 0 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	大 眉 均 様
三木市教育長	大 北 由 美 様
三木市選挙管理委員会委員長	宮 崎 和 歌 子 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	大 原 義 弘 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	西 本 公 彦 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 大 西 秀 樹

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき令和 7 年度財政援助団体等監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

目 次

1	準拠	2
2	監査の種類	2
3	監査の対象	2
4	監査の着眼点	2
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の実施場所及び日程	3
7	監査対象団体の概要	3
8	監査の結果	6
9	むすび	8

財政援助団体等監査結果報告書

(財政援助団体監査)

1 準拠

本監査は、「三木市監査基準」に準拠している。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 財政援助団体

公益社団法人三木市シルバー人材センター

(2) 所管部署

健康福祉部高齢福祉課

(3) 監査の範囲

令和4年度 ～ 令和6年度

4 監査の着眼点

(1) 財政的援助を与えている団体

ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 他の補助金の対象経費との経理区分は明確か。

ウ 会計処理上の責任体制は確立されているか。また、出納関係帳票の整備、記帳、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

エ 財務会計規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 所管部署

- ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は、補助金交付要綱等により明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、補助金の効果、条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ウ 団体への指導・監督は適切に行われているか。

5 監査の主な実施内容

(1) 書面監査

事前調査及び関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行った。

(2) 説明聴取等

取組の状況、根拠、課題等について当該団体及び所管部署双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 三木市シルバー人材センター 会議室
- (2) 実施日程 令和7年12月10日～令和8年2月3日

7 監査対象団体の概要

(1) 構成団体の名称、所在地等

名称	公益社団法人 三木市シルバー人材センター
設立年月日	昭和59年1月19日
所在地	兵庫県三木市府内町10番9号

(2) 目的と主な事業内容（定款第3条及び4条、登記簿の記載）

この法人は、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの方に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- ア 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- イ 高年齢者の就業に関する調査及び研究
- ウ 高年齢者に対する就業相談の実施
- エ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）
又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会
の確保及び提供
- オ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽
易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者へ
の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施
- カ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務
に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
- キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 三木市との関係

ア 三木市の財政援助の状況

三木市シルバー人材センター補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
に基づき、予算の範囲内で補助金を交付している。

(ア) 補助金対象事業（要綱第2条）

（補助金の交付対象）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は次に掲げるものと
する。

- (1) 高年齢者の就業に関する調査、研究並びに情報の収集及び
提供
- (2) 高年齢者の就業に必要な知識及び技能の講習会等の開催
- (3) その他市長が必要と認める事業

(イ) 補助金の額（要綱第3条）

令和4年度、令和5年度、令和6年度のいずれの年度の交付額（決
算額）とも11,615,000円である。

(ウ) 所管部署

健康福祉部高齢福祉課（令和4年度から令和6年度までの補助金交
付時は福祉課であったが、令和7年4月1日の組織改編に伴い高齢福
祉課の所管となった。）

イ 三木市シルバー人材センターにおける補助対象事業の実施状況及び補 助金充当経費の状況

(ア) 補助対象事業の実施状況

要綱に定める補助対象事業は、定款第4条第1号、第2号及び第6号に該当し、各事業年度において下表のとおり事業が実施されている。

要綱第2条に定める補助対象事業 定款第4条に定める事業	(第1号) 高齢者の就業に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供	(第2号) 高齢者の就業に必要な知識及び技能の講習会等の開催
(第1号) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談の実施 ・就業開拓員による就業調査 など	* * *
(第2号) 高齢者の就業に関する調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ・県シルバー協会などの研修会に参加し、就業に関する情報調査 ・女性会員を増やす施策の研究 ・訪問介護など新たな就業機会の研究 など	* * *
(第6号) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催	* * *	<ul style="list-style-type: none"> ・県シルバー協会と連携した各種講習会実施 ・AED操作、交通安全講習会の開催 ・草刈機取扱い講習会 など

(イ) 補助金充当経費の状況

各年度交付した補助金はシルバー人材センターの補助対象事業の実施に要する経費として執行されており、各費目（職員給与費、委託料など）の根拠となる規程・契約等に従って執行されている。

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料手当	10,685,000	9,417,000	9,595,500
法定福利費	0	550,000	335,000
退職給付費用	80,000	80,000	40,000
通信運搬費	0	80,000	140,000
光熱水料費	0	185,000	188,000
賃借料	425,000	974,000	1,188,500
委託料	425,000	329,000	128,000
計	11,615,000	11,615,000	11,615,000

8 監査の結果

監査の結果、対象となった財政援助団体に係る出納その他の事務の執行及び所管部署の補助金交付事務の執行について、監査した限りにおいて概ね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたため、所管部署は財政援助団体に対し、適切な指導・助言を行うとともに、財政援助団体においては所管部署の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に対し通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 財政援助団体に対する指摘

- ・ 法令改正に伴う定款の変更について

定款第40条、第41条で引用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）が令和7年4月1日付けで改正され、引用条項に号ずれが生じている。また、定款第37条で引用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）も令和7年4月1日付けで改正され、引用条項が削除されている。

そのほかにも、公益法人会計基準の見直しに伴い「正味財産増減計算書」が「活動報告書」に改められるなど定款の変更が必要となっている。法人内で検討の上、定款変更の手続を進められたい。

イ 補助金所管部署に対する指摘

指摘事項なし。

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

ア 財政援助団体に対する意見

委員意見なし。

イ 補助金所管部署に対する意見

一般に地方公共団体は地方自治法第232条の2を根拠として、公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされ、その予算の執行の適正を期するため、同法第221条第2項において、補助金、交付金、貸付金等の交付を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができるものと規定されている。

補助金の所管部署は、これらの規定に加えて、補助金交付要綱の規定に基づき、補助金交付決定、補助金額確定、補助金支払事務を適切に実施することとなる。これらの事務は、シルバー人材センターから提出された交付申請書及び実績報告書など要綱様式だけでなく、それに添付される事業計画書や事業報告書などの添付資料が重要な根拠資料となる。

監査においてそれらの文書並びに事務執行の状況を確認したところ、いずれの資料も法人の事業全体を説明する資料であって、補助対象事業が特定できず、補助金が充てられた経費項目やその執行内容は特定でき

なかった。

市が公益上必要であると判断して補助金を交付する以上、その公益がどのような形で実現されたか調査することは当然である。

法令等に則った適切な補助金交付事務の執行に努められたい。

9 むすび

人口減少を伴う少子高齢化社会において、三木市シルバー人材センターは高年齢者の雇用環境が大きく変化し、会員数、就業人数は減少し、事業規模も少しずつ減少してきている。そのような状況でも高年齢者の就業の機会を確保し、地域社会の活力の維持に重要な役割を果たしている。

シルバー人材センター事業には、国と市の補助金が交付されており、その公益性に疑義が生じるものではないが、補助金を執行する三木市においては補助金が事業運営に確実に活かされ、公益が最大化されているか指導・監督が必要である。

高年齢者の就業の機会を確保し、さらなる福祉の増進に向け、両者の緊密な連携が図られること期待し、むすびとする。